

鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により、鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の減免)

第三条 手数料は、国若しくは自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の規定は、別表に掲げる事務に係る申請の手続で、この条例の施行の日以後に同表の徴収時期に達するものについて適用する。

別表（第二条関係）

事 務	名 称	額	徴収時期
-----	-----	---	------

一 法第四条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料 一 法第七条第三項各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 二 その他の者の狩猟免許の申請に係る審査	四千元	免許申請のとき。
二 法第四条第一項の規定に基づく狩猟免状の再交付	狩猟免状再交付手数料	千円	再交付申請のとき。
三 法第七条ノ四第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	二千九百円	更新申請のとき。
四 法第八条ノ三第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査	狩猟者登録申請手数料	千九百円	登録申請のとき。
五 法第八条ノ三第二項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	狩猟者登録証再交付手数料	千円	再交付申請のとき。
六 法第八条ノ三第二項の規定に基づく記章の再交付	狩猟者記章再交付手数料	千円	再交付申請のとき。
七 法第十三条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付	鳥獣飼養許可証交付手数料	三千四百円	交付申請のとき。
八 法第十三条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の更新	鳥獣飼養許可証更新手数料	三千四百円	更新申請のとき。
九 法第十三条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の再交付	鳥獣飼養許可証再交付手数料	三千四百円	再交付申請のとき。